

# 参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、当該招請の主旨は別添のとおり。

2024年6月24日

阪神高速道路株式会社 代表取締役社長

吉田 光市

## 1 業務概要

### (1) 業務名

阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策治具に関する調査研究および検証業務

(2) 業務目的・内容・期間及び入札・契約方式等は、別表－1のとおり。

(3) 本業務は、別添招請の主旨に示すとおり、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、当該相手方との契約手続きに移行する。なお、当該相手方以外に下記2.の必要な要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいる場合にあつては、簡易公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

(4) 本業務は、業務関係共通仕様書に定める書類作成及び提出等の各種手続等を、契約書の規定「情報通信の技術を利用する方法」に基づき行う、Hi-TeLus（阪神高速・工事情報等共有システム）の適用対象業務である。

## 2 参加資格

本手続に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

### (1) 本業務を対象に定める技術的要件

別表－2に競争参加資格・要件等（参加形態・企業実績・技術者経験等）を有していること。

(2) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 参加意思確認書の提出期限の日から技術提案書の特定時までの期間に阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていな

いこと。

また、阪神高速道路株式会社取引停止事務処理要領（令和5年阪神高速細則第1号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。

(6) 参加意思確認書提出者間の資本・人的関係等

参加意思確認書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（説明書参照）

(7) 業務実施体制

業務実施体制に関して、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 再委託の内容が主たる部分の場合
- ② 業務の分担構成が不明確又は不自然な場合

### 3 技術提案書を特定選定するための基準

(1) プロポーザル方式の仕組み及び評価基準

本業務のプロポーザル方式は、技術評価点（企業実績、配置予定技術者の資格、同種・類似業務の経験と評価、手持ち業務の状況、業務実施方針、実施体制、実施手順その他説明書に記載する評価基準に応じて付与する点数）の評価値を算出し、技術提案書を特定する方式とする。

(2) 技術提案書の決定方法

提出された参加意思確認書及び技術提案書等の評価に応じて付与する技術評価点から、評価値を算出し、次の条件を満たす評価値の最も高い者を特定とする。技術評価点の満点は、説明書別表－4「技術評価点（A）」のとおり。

- ①参加意思確認書及び技術提案書等が適切であること。

(3) 技術提案書の内容は契約書に添付するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約締結後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。

受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定において点数を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

### 4 手続等

(1) 担当部署

別表－3「担当部署」のとおり。

(2) 説明書等の交付期間及び方法

- ① 交付期間 別表－3「契約書案及び設計図書等の交付期間」のとおり。
- ② 交付方法 下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R等により交付するので、事前に上記（1）の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（建設コンサルタント業務等の入札公告ページ）

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

③ 交付図書のダウンロード手順

②のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのURL情報が電子メールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

(3) 参加意思確認書及び技術提案書等の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 **別表－3**「参加意思確認書の提出期間」及び「技術提案書・見積書の提出期間」のとおり。

② 提出場所 **別表－3**「担当部署」のとおり。

③ 提出方法 下記イ)又はロ)のいずれかによること。

イ) ファイル転送サービスにより提出する。提出にあたっては、説明書に添付する別添資料「ファイル転送サービスによる提出の手順」を参照すること。なお、提出後、必ず阪神高速へ着信確認を行うこと。

ロ) 上記②の提出場所へ1部を持参又は郵送等(一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で配達記録の残る送付方法をいう。以下同じ。)により提出する。

## 5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 参加意思確認書及び技術提案書等の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加意思確認書及び技術提案書等は、返却しない。なお、提出された技術提案書は、技術提案書の評価及び履行の確認以外に提出者に無断で使用しない。また、技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。

(4) 参加意思確認書及び技術提案書等提出後においては、原則として参加意思確認書及び技術提案書等に記載された内容の変更を認めない。また、参加意思確認書及び技術提案書等に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、傷病、死亡、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由による場合には、監督員と協議の上、変更を認めることができる。

(5) 手続における交渉の有無 **別表－1**「手続における交渉の有無」のとおり。

(6) 契約書作成の要否 要(本件は電子契約を推奨)

(7) 当該業務に直接関連する他の請負契約を当該業務の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 **別表－1**「随意契約予定の有無」のとおり。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4(1)に同じ。

(9) 参加意思確認書又は技術提案書等についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場

所等を別途通知する。

(10) 詳細は、説明書による。

以上

## 業務内容及び入札・契約方式等

|               |   |   |
|---------------|---|---|
| 業務名           | 阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策治具に関する調査研究および検証業務  |   |
| 業務の目的         | レベル2地震動により桁ずれや路面段差が発生した場合においても、最低限の電力供給を維持するために橋梁添架ケーブル耐震対策を行う事を目的とし、本業務では、別途実施した「阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策に関する調査検討業務」にて検討した耐震対策治具に対し、振動試験ならびに開放動作試験を実施・評価することで、阪神高速道路に適用する際の課題・課題解決方法を整理するものである  |   |
| 業務内容          | 本業務に係る特記仕様書記載のとおり。  |   |
| 業務期間          | 契約締結日の翌日 から 2025年10月31日 まで  |   |
| WTO協定対象       | ×対象外  |   |
| 競争方式          | 参加意思確認型   |   |
| 選定方式          | 簡易公募型プロポーザル方式   |   |
| Hi-TeLusの適用   | ○適用対象   |   |
| 担い手確保施策       | ○適用対象   |   |
| 手続における交渉の有無   | 有   |   |
| 随意契約予定の有無     | 無 <small>本業務に直接関連する他の業務の請負契約を、本業務の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無</small>   |   |
| 火災保険付保の要否     | 否   |   |
| 見積書審査方式       | ×対象外  |   |
| 見積書対象内容       | 無   |   |
| 設計審査補助業務の受注実績 | 認定対象  | ×適用対象外  |
|               | 評価対象  | ×評価対象外  |
| その他適用方式等      | 無   |   |
| 支払条件          | 入札保証金   | －   |
|               | 契約保証金   | 免除  |
|               | 前払金<br>部分払  | 業務完了時（一部完了時を含む。）に支払う。なお、部分払は、履行期間内において4か月に1回の割合とする。 |
| 再苦情の申立て       | 競争参加資格がないと認められた理由の説明を受けた者で、当該理由について不服がある者は、回答を受け取った日から7日（休日を除く）以内に、書面により、代表取締役社長に対して、苦情の申し立てを行うことができる。なお、苦情の申し立てについては、入札監視委員会が審議を行うものとする。苦情の申し立ての受付窓口及び受付時間は次のとおり。（1）受付窓口：別表－3 担当部署(申請書等提出先) のとおり。（2）受付時間：毎日（休日を除く）午前10時から午前12時まで及び午後1時から午後4時まで |   |

|                    |        |  |
|--------------------|--------|--|
| 業務名                |        | 阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策治具に関する調査研究および検証業務   |
| 契約責任者              | 役職名    | 代表取締役社長  |
|                    | 氏名     | 吉田 光市  |
| 担当部署<br>(申請書等提出先)  | 郵便番号   | 〒 530-0005   |
|                    | 住所     | 大阪市北区中之島三丁目2番4号  |
|                    | 部署名    | 経理部 契約課  |
|                    | 電話番号   | 06-6232-6225   |
|                    | FAX番号  | 06-6203-8313   |
| 説明書等<br>に関する問い合わせ先 | E-mail | <a href="mailto:keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp">keiyaku-hs@hanshin-exp.co.jp</a> |
|                    | 部署名    | 保全交通部 システム技術課  |
|                    | 電話番号   | 06-6232-6490   |

|     |                                     |  |
|-----|-------------------------------------|--|
| 公示日 |                                     | 2024年6月24日(月)  |
| ①   | 契約書案及び設計図書等の<br>交付期間                | 2024年6月24日(月) から<br>2024年7月 4日(木) 午後4時まで<br>やむを得ずCD-R等により受領する場合は、上記交付期間の<br>午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで<br>(土曜日、日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法<br>律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。))<br>を除く。) |
|     | 閲覧資料                                | ・阪神高速における橋梁添架ケーブルの耐震対策に関する調査検討業務報告書  |
|     | 閲覧期間                                | 2024年6月24日(月) から 2024年7月4日(木) まで   |
|     | 閲覧場所                                | 経理部契約課(事前に閲覧の予約(確認)をすること)  |
| ②   | 参加意思確認書等に対する質問の提出期間                 | 2024年6月24日(月) から<br>2024年7月 1日(月) 午後4時まで<br>持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)  |
| ③   | 参加意思確認書の提出期間                        | 2024年6月24日(月) から<br>2024年7月 4日(木) 午後4時必着<br>午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)  |
| ④   | 競争参加資格の確認の基準日                       | 2024年7月 4日(木) 時点   |
| ⑤   | 審査結果の通知日                            | 2024年7月24日(水) まで   |
| ⑥   | 非参加資格者に対する理由の説明要求期限日                | 2024年8月 2日(金) まで   |
| ⑦   | 説明書(技術提案書等含む)及び設計<br>図書等に対する質問の提出期間 | 2024年6月24日(月) から<br>2024年7月 1日(月) までの毎日<br>午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)   |
| ⑧   | 技術提案書・見積書の提出期間                      | 2024年6月24日(月) から<br>2024年7月16日(火) 午後4時必着<br>持参・電送の場合は、午前10時から正午まで、午後1時から午後4時まで(休日を除く)  |
| ⑨   | 技術提案書等の質問に対する回答の<br>閲覧期限            | 2024年7月16日(火) 午後4時まで   |
| ⑩   | 特定・非特定結果の通知日                        | 2024年7月24日(水) まで   |
| ⑪   | 特定されなかった者に対する理由の説<br>明請求期限日         | 2024年8月 2日(金) まで   |

|             |   |
|-------------|---|
| ヒアリングに関する事項 |   |
| ヒアリングの実施の有無 | 有   |
| ① 実施場所      | 阪神高速道路株式会社 本社会議室  |
| ② 実施日時      | 2024年7月18日(木)<br>ヒアリングの時間は協議の上、決定する。  |
| ③ 出席者       | 予定管理技術者※  |
| ④ 質疑応答事項    | ・管理技術者または管理補助技術者の経歴、業務実績など<br>・業務遂行上の必要知識<br>・取り組み姿勢(業務の着眼点、実施方針)<br>・特定テーマに対する技術提案 |

※管理補助技術者を立てた場合は、予定管理技術者に加えて管理補助技術者も出席すること。

※管理補助技術者を立てた場合は、管理補助技術者がヒアリング対象である。

なお、その際、予定管理技術者は、管理補助技術者との認識の違いがないよう同席すること。